

家計調査規則

昭和50年11月12日総理府令第71号

改正：令和 2年 4月 8日総務省令第37号（家計調査規則及び労働力調査規則の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月 8日	
<p>(調査の方法)</p> <p>第九条 家計調査は、調査員（第七条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次条において同じ。）が調査票を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。</p> <p>◆追加◆</p>	<p>(調査の方法)</p> <p>第九条 家計調査は、調査員（第七条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次条において同じ。）が調査票を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、天災その他避けることのできない事故のため、前項に規定する方法により難いときは、総務大臣の定めるところにより、都道府県知事が調査票を調査世帯ごとに郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下この項及び次条第三項ただし書において「郵便等」という。）により送付し、及び郵便等により当該調査票の提出を受ける方法により行うことができる。</p>
-本則-	
施行日：令和 2年 4月 8日	
<p>(報告の義務及び方法)</p> <p>第十条 家計調査に当たっては、第五条第一項各号に掲げる事項について、調査世帯の世帯主が報告しなければならない。</p> <p>2 調査世帯の世帯主に準ずる者は、当該世帯主に代わつて当該報告を行うことができる。</p> <p>3 前二項の報告は、調査票に記入し、当該</p>	<p>(報告の義務及び方法)</p> <p>第十条 家計調査に当たっては、第五条第一項各号に掲げる事項について、調査世帯の世帯主が報告しなければならない。</p> <p>2 調査世帯の世帯主に準ずる者は、当該世帯主に代わつて当該報告を行うことができる。</p> <p>3 前二項の報告は、調査票に記入し、当該</p>

<p>調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。</p>	<p>調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。ただし、前条第二項の場合にあつては、調査票に記入し、及び当該調査票を都道府県知事に郵便等により提出することにより行うものとする。</p>
<p>-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月 8日 総務省 令 第37号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月 8日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>附 則（令和二・四・八総務令三七）</p>
<p>-改正法・附則- ～令和 2年 4月 8日 総務省 令 第37号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月 8日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
